

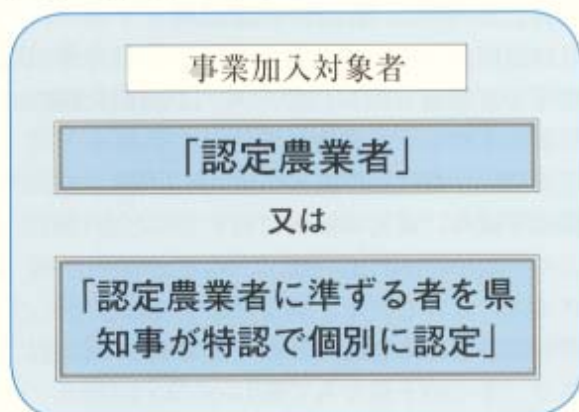
# 価格安定課 NEWS

## 認定農業者を基本としたマルキン事業の契約の取りまとめ状況について

### 1 畜産の経営安定対策の対象者

国では、平成19年度以降の肉用牛肥育経営安定対策事業（マルキン事業）及び肥育豚価格差補てん金交付事業の加入要件を、「認定農業者」を基本とすることになりました。

なお、現時点で認定農業者の条件を満たしていない生産者については、県知事の特認を得ることができれば加入対象者となります。



### 2 第2業務対象年間の終了について

平成16年度から3年間の第2業務対象年間は今年12月末日をもって終了します。

この間においては、アメリカ産牛肉の輸入停止等を受け国産牛の堅調な取引により、四半期平均推定所得（機構算定）は基準家族労働費を割り込むことなく平成18年度第2四半期まで発動がないことが決定しています。

#### 【第2業務対象年間の四半期平均推定所得額】

（単位：円）

区分 (基準家族労働費)	肉専用種 (80,997円)	交雑種 (39,918円)	乳用種 (32,445円)
16年1～3月	155,335	93,157	47,873
4～6月	155,282	116,748	80,509
7～9月	129,950	125,634	54,574
10～12月	186,717	133,526	58,119
17年1～3月	184,644	145,696	65,066
4～6月	136,242	159,369	50,784
7～9月	207,105	137,299	45,222
10～12月	267,238	141,476	68,210
18年1～3月	210,466	129,199	71,072
4～6月	204,475	121,059	71,399
7～9月	194,816	84,467	41,378
10～12月			

(注) いずれの品種とも、四半期平均推定所得が基準家族労働費を上回っており補てん金の交付はない。

### 3 第3業務対象年間の契約取りまとめ状況

#### (1) 県内の全ての肥育牛経営体への周知

当協会では、県内の全ての肥育牛を飼育する生産者に対して、11月10日付け文書により、第3業務対象年間への契約取りまとめを行う旨の案内を行いました。

主な内容は、畜産の経営安定対策の対象者の要件変更と、業務対象年間途中における加入を認めないこと、加えて飼育する全頭を申し込む義務があることです。

#### (2) 契約推進会議の開催

11月15日、新潟市「全農にいがた県本部」において事務委託先及び関係機関並びに関係団体の担当者に参集いただき、契約推進会議を開催しました。

特に、認定農業者の申請が遅れている生産者に対しては、早急に申請を促すことをお願いしました。

また、県担当者から知事特認基準の説明と特認申請書類の記載方法等について指導を受けました。

#### (3) 契約（仮契約）の取りまとめ状況

平成19年1月より新契約期間が開始されることから、12月中に仮契約を完了する必要があります。

併せて、認定申請の意思がある生産者の速やかな認定申請の支援について、当協会は県関係機関の指導を得て、実施を図りました。

その結果、当初見込みより認定農業者が大幅に増加し、結果的に特認申請者が僅かな人数となりました。

#### ○ 契約申込者数と認定農業者又は特認申請者数

（単位：戸、%）

契約申込者数 ①	①の内訳		認定率 ②/①×100
	認定農業者数②	知事特認申請者	
116 (120)	112 (90)	4 (30)	96.6 (75)

（平成18年12月15日現在〔概数値〕）

(注) 1 表中の（ ）内は、当初見込み数字。

2 契約者数の確定は、12月末を予定。

#### ○ マルキン事業加入率

契約申込者数116戸／県内の肥育牛生産者数175戸×100=66.3%